許可番号第０２３５０００１８２６号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　豊川市伊奈町並松１６７番地

氏　　名　株式会社　山治紙業
　　代表取締役　鄧　嘉友　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事　大　村　秀　章

許 可 の 年 月 日　　平成２６年１２月　７日
許 可 の 有 効 年 月 日　　平成３１年１２月　６日

情報公開用文書につき
本書のプリント印刷は
株山治紙業がみとめた
ものではありません。

１　事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害ダスト類（カドミウム、鉛、セレンを含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、６価クロム、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、６価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、６価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、セレンを含むもの）

以上　７７品目

許可番号第０２３５０００１８２６号

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

平成　６年１２月　７日　新規許可
平成１１年１１月２６日　更新許可
平成１６年１２月　７日　更新許可
平成２１年１２月　７日　更新許可
平成２６年１２月　７日　更新許可
平成３０年１０月２４日　書換

5　積替え許可の有無

有　・　無

6　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無

有　・　無

情報公開用文書につき
本書のプリント・印刷は
㈱山治紙業がみとめた
ものではありません。